

富山県青少年育成県民運動推進指導員 活動マニュアル

令和8年4月委嘱

第60回「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール 富山県知事賞受賞作品

<図画の部>



雨でも楽しい家ぞくでさんぽ
氷見市立窪小学校3年 西川 梓



スイカ最高～
砺波市立庄川小学校5年 横田 明香里

<ポスターの部>



氷見市立北部中学校3年 前田 あづさ

富山県・青少年育成富山県民会議

第1 国民運動・県民運動、県民会議・市町村民会議

1 こども・若者の育成支援に関する国民運動

令和5年4月に施行された「こども基本法」には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する、とあります。

このような社会の実現を目指して、内閣府では、こども・若者育成支援の重要性について国民の理解を一層深め、家庭、学校、地域が連携協力して取り組む気運を高めるため、毎年5月の「春のこどもまんなか月間」（令和7年より実施）や7月の「**青少年の非行・被害防止全国強調月間**」、11月の「秋のこどもまんなか月間」（令和5年に「子供・若者育成支援推進強調月間」から改称）により国民運動を推進しています。

2 青少年育成県民運動

青少年育成県民運動は、すべての県民が互いに力をあわせ、社会のあらゆる分野で青少年の健全育成のための運動を展開しようとするものです。

県では、青少年の健全育成の重要性について県民一人一人の認識を深め、家庭、学校、地域社会等が連携協力して青少年の健全育成に取り組むことができるよう、青少年育成県民運動の推進等を図っています。

【県民運動の変遷】

昭和40年9月・・・中央青少年問題協議会が青少年の非行対策に関する意見具申等を行う

11月・・・政府が「青少年育成国民運動」を提唱（毎年11月が「全国青少年健全育成強調月間」に定められる）

昭和41年5月・・・「青少年育成国民会議」発足（平成21年解散）

11月・・・「富山県青少年活動実践協議会」発足

昭和42年4月・・・「富山県青少年育成県民運動推進指導員」を配置

昭和47年7月・・・富山県青少年活動実践協議会が「青少年育成富山県民会議」に改称

昭和59年7月・・・富山県青少年育成県民運動推進指導員を増員（85名 → 292名 その後、地域の実情に応じて随時人数の見直しが行われる）

平成6年・・・県内全市町村に「青少年育成市町村民会議」発足

平成15年12月・・・青少年育成推進本部（国）が「青少年育成施策大綱」を決定

平成20年12月・・・青少年育成推進本部（国）が新たな「青少年育成施策大綱」を決定

平成21年7月・・・「子ども・若者育成支援推進法」成立（平成22年4月施行）

平成22年7月・・・子ども・若者育成支援推進本部（国）が「子ども・若者ビジョン」（新たな大綱）を決定

平成22年11月・・・「全国青少年健全育成強調月間」が「子供・若者育成支援強調月間」

に改称

平成28年2月・・・子ども・若者育成支援推進本部（国）が「子供・若者育成支援推進大綱」（新たな大綱）を決定

令和3年4月・・・「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」策定

令和4年4月・・・「こども家庭庁」発足、「こども基本法」施行

令和5年9月・・・「子供・若者育成支援推進強調月間」が「秋のこどもまんなか月間」に改称

令和5年12月・・・こども政策推進会議（国）において、「こども大綱」を閣議決定

現在は、国民・県民運動を推進するため、県に**青少年育成富山県民会議**（以下「**県民会議**」といいます。）県内全市町村に**青少年育成市町村民会議**（以下「**市町村民会議**」といいます。）が組織化されるとともに、県内全市町村に**青少年育成県民運動推進指導員**（以下「**推進指導員**」といいます。）が配置されています。

3 県民会議の役割

全県的な青少年育成運動を推進するため、県民会議には次のような役割が期待されます。

- (1) 市町村民会議、関係団体等と共同で青少年育成課題への取組を進め、青少年問題解決のための全県的な事業の推進を図ること。
- (2) 地域の育成指導者の養成に努めるとともに、県内の青少年の実態・育成課題等についての情報の収集・調査・分析を行うこと。
- (3) 青少年団体や関係団体との連携を強化するとともに、その活動を支援すること。
- (4) 幅広い層の県民が青少年への理解や青少年問題への関心を高め、運動に進んで参加するよう、多様な広報啓発活動を推進すること。
- (5) 青少年育成県民運動を地域に深く浸透させるため、市町村民会議の活動を支援すること。
- (6) 県内で、国が実施する全国的な事業の展開を図るとともに、県内の優れた活動や広範な対応が必要な問題について国を通じて全国への波及を図ること。
- (7) 県の総合的な青少年施策の展開に協力すること。

4 県民会議の事業（令和8年度）

(1) 推進指導員配置・研修・活動支援事業

- ・推進指導員の研修会の開催（6月）

(2) 各種大会等開催事業

- ・「とやまこども・若者フォーラム」の開催（11月）
- ・「中学生の主張富山県大会」の開催（8月）

(3) 啓発活動実施事業

- ・夏の青少年の非行・被害防止に取り組む運動の展開（７・８月）
- ・「子供・若者育成支援推進強調月間」における各種取組みの実施（11月）
- ・「『とやま県民家庭の日』に関する作品コンクール」の実施（５～９月）

(4) 青少年団体等加入促進・活動促進事業

- ・各種事業の後援
- ・青少年育成アドバイザー協議会への支援

(5) 青少年育成市町村民会議助成事業

- ・助成金の交付

(6) 県民会議運営事業

- ・常任委員会（６月）、総会（６月）等の開催
- ・機関誌「のびゆく青少年」の発行（３月）

５ 市町村民会議の役割

地域における青少年育成運動を総合的に推進する主体として、市町村民会議には次のような役割が期待されます。

(1) 地域住民に対する広報等と意識づくり

各種の広報資料や市町村の広報紙等を活用して、青少年問題についての関心と活動への参加意欲を高めること。

あいさつ運動など、青少年の健全育成に向けた意識づくりを進めること。

(2) 地域社会における活動の支援

青少年の健全育成に関する各種情報や資料を提供するほか、必要に応じて財政援助を行うなど、地域社会における青少年育成活動を支援すること。

(3) 管内の地域活動の調整と広域活動の推進

管内各地域の活動状況を把握し、良い活動事例を紹介したり、他の地域との協力体制を組織したりするなど、相互の地域活動を調整すること。

「とやま県民家庭の日」・「とやま家族ふれあいウィーク」の普及啓発、あいさつ運動等を全域的に進めたり、各地区育成会との協力による全域的な大会の開催、指導者の研修会や青少年問題の研究会を開いたりすること。

(4) 県民会議との連携

他市町村の活動状況、各種の情報や資料を収集しながら、県民会議と緊密な連携を図ること。

(5) 市町村行政との連携

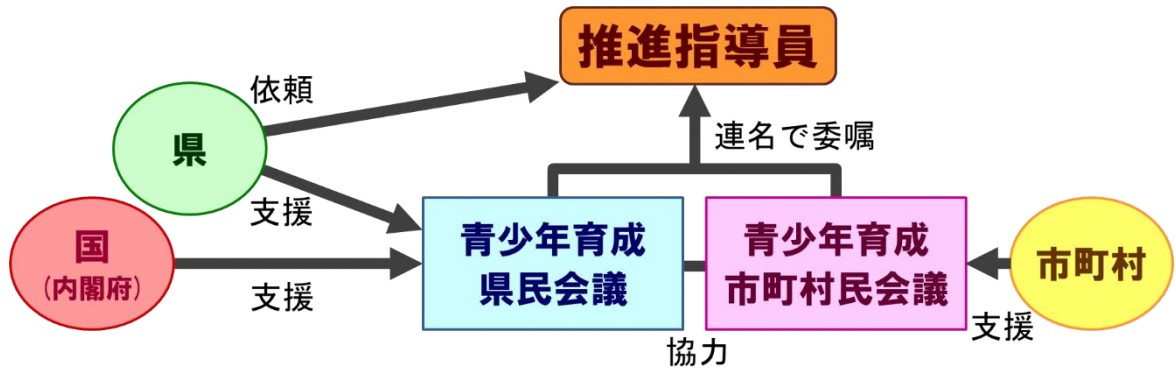
地域住民の協力だけでできることと、市町村行政の協力を得なければならないことがあり、また、各地区に共通する行政上の課題については、市町村民会議が一括して行政に提言した方がよい場合もあるため、市町村の青少年行政主管課と連携すること。

第2 富山県青少年育成県民運動推進指導員

1 推進指導員とは

推進指導員は、地域における青少年育成県民運動の中心的指導者で、原則として小学校区ごとに1名ずつ配置されています。（令和8年4月現在215名）

推進指導員の身分は、知事からの「依頼」、県民会議・市町村民会議からの「委嘱」に基づいています（下図参照）。



2 こども・若者を取り巻く状況について

次代を担う青少年が、夢やチャレンジ精神を持ち、広い視野と豊かな情操を身に付け、健やかに成長していくことは県民すべての願いであり、大人や社会全体の責任でもあります。最近の青少年をめぐる状況は、グローバル化により社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新により、将来の変化を予測することが困難な時代にあります。

また、少子高齢化、核家族化による家庭の孤立や地域社会における人間関係の希薄化等により、青少年が家庭や地域社会において、多様な人々との交流・共同体験を行う機会が少なくなっていることが挙げられます。

こういった機会を増やすため、家庭、住民、学校、関係機関等が、連帯感のある地域コミュニティ（地域における健全育成推進のための体制）を形成することが今まで以上に重要となっています。

ただし、ここで特に気をつけたいのは、現代の社会状況に合わせ、多種多様な価値基準を受け入れ、**従来からの発想、価値観にとらわれない姿勢**、現代の青少年が何を考え、何を求めているかを理解しようとする姿勢が求められるということです。

青少年の健全育成を推進するための活動は非常に広範囲にわたり、推進指導員だけでその全てを網羅することは難しいので、地域の方々等と協力して、自分にできることから始めてください。

「こども大綱」には、青少年を取り巻く状況について詳しく記載されています。

※ **こども大綱** で検索（以下URL）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

（こども家庭庁>政策>こども大綱の推進）



3 推進指導員の役割

(1) 地域コミュニティの確立と連絡調整

青少年育成県民総ぐるみ運動の普及を図るため、青少年育成関係機関・団体と連携し、地域コミュニティ（地域における健全育成推進のための体制）の確立と連絡調整に協力し、積極的な実践が行われるようにします。

(2) 健全育成意識の高揚と啓発

家庭及び地域社会において、大人が、青少年の健全育成について深い関心と理解をもつよう、意識の高揚を図り、啓発に努めます。

① 大人が見本となる地域づくり

- ・ あいさつの交わされる地域、地域住民が積極的に協力する地域、交通ルールやマナーを守る地域など、大人が青少年の見本となる地域づくりに向け、地域の団体と連絡調整をします。

② 「あいさつ、声かけ運動」の推進

- ・ 日常生活において、あいさつ、声かけに努め、こどもや大人、地域の人々が互いに顔の見える関係、名前を呼び合える関係を築くよう努めます。
- ・ こどもたちの良い行い、正しい行いなどを目にしたらその場で褒め、危険な遊びやマナー違反をしているこどもを目にしたら、声をかけるよう努めます。
- ・ 地道な活動を通して、「地域のこどもは地域で守り育てる」という、地域社会全体の意識を醸成し、青少年育成活動の「輪」を広げます。

③ 「とやま県民家庭の日」・「とやま家族ふれあいウィーク」（8ページ、12～14ページ参照）の普及・啓発

- ・ 親子のふれあいをもつことを推奨し、「とやま県民家庭の日」・「とやま家族ふれあいウィーク」の普及に努めます。
- ・ 公民館等と連携して各種地域行事の開催に参画し、親子のふれあいや親同士の交流を深める機会の提供に努めます。

(3) 青少年の社会参加等の奨励

地域における青少年及び青少年団体の実情を把握し、その相談に応じるとともに活動を支援し、広く青少年の社会参加等を奨励します。

- ・ 児童クラブ、スポーツ少年団、青年団等、既存の青少年団体の活動を支援します。
- ・ 趣味のグループや各種サークルづくりを支援します。
- ・ 青少年が、ボランティア活動等に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。

(4) 地域社会の環境をよくする活動

有害な広告、図書、玩具や危険物等、青少年の健全な成長を妨げるおそれのあるものの発見に努め、関係機関に通報する等の措置を取るとともに、環境をよくする運動の推進にあたります。

- ・ 「青少年社会環境モニター（9、15・16ページ参照）」としての活動を行います。
- ・ 危険な遊び場などを調べ、関係機関と連携のうえ、危険防止の処置を行います。
- ・ 清掃奉仕や緑化運動など、地域の美化を進めます。

(5) その他各地域の実情に適した活動

市町村民会議、公民館等関係団体が実施する事業に積極的に参加・協力します。また、県民会議が実施する事業への参加・協力もお願いします

(6) その他の留意事項

- ・市町村単位の推進指導員連絡会がある場合は、これを活用して、活動上の連絡、情報交換などを行い、より円滑な活動を推進してください。
- ・市町村の青少年行政・市町村民会議の担当者と情報交換するなどして、様々な青少年育成関係者とのつながりを深めてください。
- ・地域には、推進指導員のほかにも、青少年に関して様々な活動している方々がいらっしゃいますので、このような方々と十分連携を取ることも大切です。

4 把握しておくとい地域の情報

推進指導員として活動を進めるために把握しておくといものとして次のようなことが考えられます。少しずつ情報を集めていきましょう。

(1) 青少年

- ①おおよその世帯数、おおよその学校の児童生徒数
- ②引きこもりや不登校などの悩みを抱えている児童生徒
- ③触法行為等の反社会的行動を起こす青少年の状況

(2) 青少年団体や地域スポーツクラブ活動

- ①ボーイスカウト、ガールスカウト等の少年団体活動の状況
- ②スポーツ少年団や地域スポーツクラブ等の活動状況

(3) 青少年施設

- ①青少年の遊び場の現状と利用状況
- ②青少年による社会教育施設、社会福祉施設等の利用状況

(4) 家庭等

- ①「とやま県民家庭の日」の啓発
- ②共働き家庭やひとり親家庭等の状況

(5) 学校等

- ①学校施設の開放状況や校外活動等に対する学校の協力状況
- ②PTA活動の状況

(6) 地域環境

- ①青少年のたまり場、少年非行の状況
- ②山、緑地、川、海などの自然環境や交通危険箇所などの状況

(7) 行事等

- ①校区、町内の各種行事
- ②県民会議・市町村民会議、地方公共団体、学校、各種団体等が主催の研修会等

※上記は、一例です。できる範囲で情報を収集してください。

第3 とやま県民家庭の日・とやま家族ふれあいウィーク

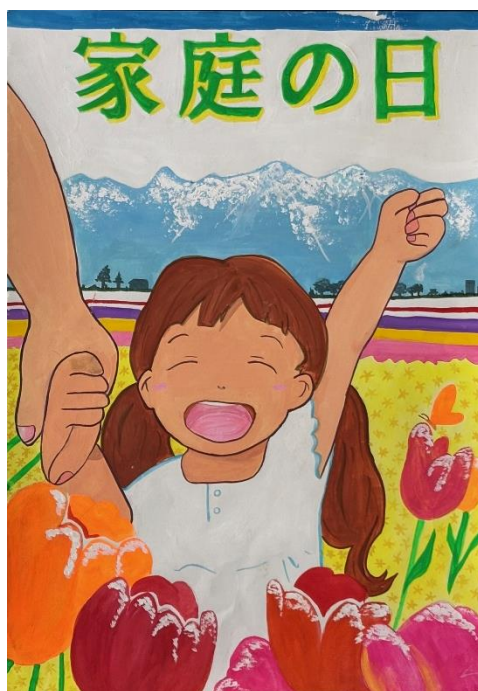
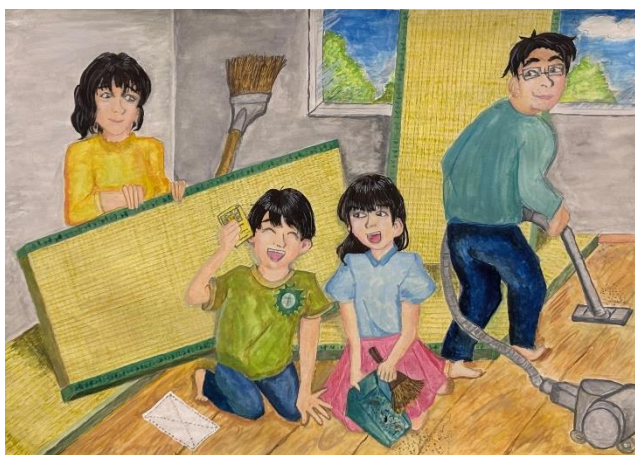
「とやま県民家庭の日」は、平成21年6月に制定された「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」の中に、社会全体でこどもの心身ともに健やかな成長を支援することや、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための取組みを進めることを目的に設けられました。

「とやま県民家庭の日」である毎月第3日曜日をきっかけとして、家族とふれあい、家族のきずなを深めましょう。

ところで、「家庭の日」の歴史は古く、昭和40年に富山県青少年問題協議会が中心となり、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めたことに由来します。

その後、平成13年6月に「とやま県民家庭の日」と改正され、平成18年6月には、青少年育成富山県民会議の提唱により、「とやま県民家庭の日」から始まる1週間を「とやま家族ふれあいウィーク」と定め、県民総参加による運動に取り組んできました。

家庭、学校、職場、地域社会が一体となり、明るく楽しい家庭づくりに向けた県民総ぐるみの運動をより一層推進するため、「とやま県民家庭の日」の啓発運動を促進しましょう。



第60回「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール入賞作品

第4 青少年社会環境モニター

1 青少年社会環境モニターとは

青少年の健全育成のため、これを妨げるおそれがある社会環境（以下「有害環境」といいます。）の実態把握や浄化活動を行うものです。

【有害環境の例】（すべてが有害というわけではありません）

- ・ 興行（映画、演劇、演芸など）
- ・ 図書等（書籍、雑誌、図画、写真、DVDなど）
- ・ 特定がん具類（性的感情を刺激するもの、人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのあるがん具、器具など）
- ・ 図書等・特定がん具類の自動販売機
- ・ 広告物（看板、ポスターなど）
- ・ テレホンクラブ等営業の利用カード販売店
- ・ 深夜営業施設（「深夜」は、富山県青少年健全育成条例（以下「条例」といいます。）では、「午後11時から翌午前4時まで」と規定されています。）

など

※ 条例で規定される「有害図書等」、「有害がん具類」については、18ページの「4 有害図書等の指定等」、19ページの「6 有害がん具類の指定等」を参照してください。

2 実態把握の方法

(1) 一般的留意事項

- ① 本活動は、対象店舗等の「任意の協力」を得て行うものであることを念頭に置いて行い、関係者の正常な業務を妨げないようにしてください。
- ② 活動にあたっては、身分証明書を提示して、必ず営業者（責任者）に社会環境実態把握のために訪問した旨を告げ、承諾を得てください。また、いたずらに長時間にわたって店舗内にとどまることのないようにしてください。
- ③ 青少年の健全育成にとって好ましくない状況が認められた場合は、関係者にその旨を伝え、適正な状況にするよう協力を求めてください。
- ④ 活動にあたって、トラブルや意思の相違等があった場合は、直ちに県民会議事務局に連絡してください。

(2) 確認事項・要請事項

16ページの「青少年社会環境モニター報告書」を参照してください。

(3) 県民会議への報告

活動の結果は上記「青少年社会環境モニター報告書」により県民会議事務局に報告してください。報告された内容は県民会議事務局から県に連絡され、県が実施する取組みに活用されます。

第5 ボランティア保険

推進指導員の皆さんは、ボランティア保険に一括加入しています（保険料は県民会議が負担しています）。この保険は、

- ・ 本人がケガをした場合の「**ケガの補償**」
 - ・ 他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合の「**賠償責任の補償**」
- をセットにしたものです。

1 保険金が支払われる主な場合

- ・ 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ・ ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。
- ・ 活動中に食べた弁当で食中毒になって入院した。
- ・ 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

2 保険金が支払われない主な場合

(1) ケガの補償

- ・ 故意または重大な過失がある場合
- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によるもの
- ・ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができな
いおそれがある状態での運転によるもの
- ・ 地震、噴火または津波によるもの
- ・ 核燃料物質の有害な特性などによるもの
- ・ むちうち症、腰痛等で画像検査等による異常所見のないもの
- ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど危険な運動を行っている間の事故
- ・ 職業または職務に従事している間の事故 など

(2) 賠償責任の補償

- ・ 故意によるもの
- ・ 地震、噴火または津波による事故によるもの
- ・ 核燃料物質の有害な特性などによる事故によるもの
- ・ 心神喪失に起因する事故によるもの
- ・ 航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故によるもの
- ・ 自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。
- ・ 自動車とは道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されたものをいいます。（ブルトーザー・ユンボ・パワーショベル・フォークリフト・クレーン車などを含む）
- ・ 被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故によるもの
- ・ 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故によるもの
- ・ 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故によるもの
- ・ 専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故によるもの など

3 事故がおきたら

ただちに青少年育成富山県民会議事務局（県厚生部こども家庭室こども未来課）までご連絡ください。（電話 076-444-3136）

富山県青少年育成県民運動推進指導員の配置に関する要綱

（目的）

第1条 次代を担う青少年の健全育成を図るため、富山県青少年育成県民運動推進指導員（以下「推進指導員」という。）を配置する。

（役割）

第2条 推進指導員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成県民総ぐるみ運動の普及を図るため、青少年育成関係機関・団体と連携し、各地域における健全育成推進のための体制の確立と連絡調整に協力し、積極的な実践が行われるよう勧誘する。
- (2) 家庭及び地域社会において、すべての大人が、青少年の健全育成について深い関心と理解をもつよう、その思想啓発と世論の喚起に努める。
- (3) 地域における青少年及び青少年団体の実情を把握し、その相談に応ずるとともに活動を支援し、ひろく青少年の社会参加等を奨励する。
- (4) 地域社会の環境浄化を図るため、有害な興行、広告、図書、玩具や危険物など青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものの発見に努め、関係機関に対し通報等適切な措置を講ずるとともに、環境浄化運動の推進にあたる。
- (5) 前各号に定めるもののほか、各地域の実情に適した活動を行う。

（配置）

第3条 推進指導員は、原則として市町村の小学校の通学区域毎に1名配置する。ただし、1市町村1小学校の場合にあっては、2名以上とする。

（依頼）

第4条 推進指導員は、青少年の健全育成に理解と熱意を有し、奉仕的精神を有し、人格高潔で、行動力のある者の中から、知事が市町村長の推薦に基づき依頼する。

- 2 市町村長は、前項の推薦にあたり、あらかじめ知事の通知する人数を、青少年育成市町村民会議及び青少年団体等と協議して推薦するものとする。

（依頼の期間）

第5条 推進指導員の依頼の期間は、2年とする。

（秘密の保持等）

第6条 推進指導員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 推進指導員は、その地位を営利又は政治的目的のために利用してはならない。

（研修）

第7条 県は、推進指導員の知識のかん養とその資質の向上を図るために研修会を開催する。

（連絡会）

第8条 推進指導員は、その活動上の連絡、情報交換等を行い、円滑な活動を期するため、原則として、市町村単位の推進指導員連絡会を組織するものとする。

（細則）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この要綱施行に伴い依頼された推進指導員の依頼の期間は、第5条の規定にかかわらず「依頼する日の属する年度の翌年度末まで」とする。

「とやま県民家庭の日」推進要綱

昭和40年11月17日

富山県青少年問題協議会決定

平成13年6月12日

富山県青少年問題協議会改正

1 趣 旨

心身ともに健全な青少年を育成するため、「とやま県民家庭の日」を定め、県民総ぐるみによる運動として推進する。

2 目 的

「とやま県民家庭の日」を契機として、次の3つの家庭づくりを柱とする「明るく楽しい家庭づくり」を促進する。

- (1) 温かくやすらぎが感じられる家庭づくり
- (2) 厳しさ、たくましさのある家庭づくり
- (3) 地域社会に開かれた家庭づくり

3 「とやま県民家庭の日」の設定

毎月第3日曜日を「とやま県民家庭の日」（愛称：とやまふれあいサンデー）とする。

また、各家庭で、それぞれ意義のある「わが家の家庭の日」（愛称：ファミリーデー）を定めることを奨励する。

4 実施内容

「とやま県民家庭の日」には、すべての家族が、その家族構成、職業、地域、季節等に応じて、次のことを行う。

- (1) 家族みんなで話しあう
- (2) 家族みんなで楽しみあう
- (3) 家族みんなで力をだしあう
- (4) 家族みんなで地域活動に参加する

5 推進方針

富山県青少年問題協議会は、推進協力機関・団体と連携して、「とやま県民家庭の日」の意義が県民に浸透し、各家庭において自主的に明るく楽しい家庭づくりが、これを契機として実施されるよう、次のとおり県民に呼びかけるとともに、県民総ぐるみの運動として推進する。

(1) 「家 庭」

- ・家庭が心豊かで社会性ある人を育む場としての出発点であることにかんがみ、家族みんなが、自分たちの家庭のあり方を考え、家族のふれあいを大切にし、積極

的に地域活動に参加するなど、明るく楽しい家庭づくりに努める。

(2) 「学校」

- ・学校の教育機能を生かしながら、家庭との連携を密にし「とやま県民家庭の日」の浸透を図るとともに、明るく楽しい家庭づくりに寄与できる支援体制を築くよう努める。

(3) 「企業等」

- ・「とやま県民家庭の日」の職場への浸透を図るとともに、労働時間の短縮、家族のふれあいや子育て、授業参観のための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

(4) 「地域社会」

- ・「とやま県民家庭の日」の地域社会への浸透を図るとともに、子どもも大人も自然にあいさつするなど声をかけ合える地域社会づくり、地域社会での家族のふれあいや子育て支援、青少年の健全な育成を阻害する環境の浄化など、明るく楽しい家庭づくりを支援するよう努める。

(5) 「各推進協力機関・団体」

- ・家庭生活や家族の大切さについて関心を高めるために連携し、「とやま県民家庭の日」には公的会合及び諸行事（家族のふれあいに係るものを除く）を避けるよう努める。
- ・各推進協力機関・団体の特性に応じて、普及開発活動や家族のふれあいや子育て支援に関するさまざまな活動を積極的に実施するよう努める。

6 主 唱

富山県青少年問題協議会

7 推進協力機関・団体

富山県、富山県教育委員会、富山県警察本部、市町村、市町村教育委員会、市町村青少年問題協議会、国の関係出先機関、青少年育成富山県民会議、青少年育成市町村民会議、教育文化・産業経済・労働・保険衛生・福祉・防犯・交通等の各種団体、報道機関

決 議

「とやま家族ふれあいウィーク」の提唱について

今日、経済的な豊かさの中で青少年をめぐる状況は、非行、不登校、児童虐待などの様々な問題が深刻化するとともに、ニート、ひきこもりに象徴される若者の社会的自立の遅れが新たな課題となってきた。

こうした問題の背景として、核家族化、少子化、都市化の進行等により、家族の孤立化や地域社会の人間関係の希薄化が進んだことで、家庭において子どもに対する基本的なしつけがおろそかになってきていること、地域社会において子どもたちが多様な人間関係を経験する機会が少なくなっていることなどが影響していると指摘されている。

青少年は、家庭や学校、職場、地域社会などそれぞれの場で多様な人々との交流を通して心身ともに健全に成長していく。特に家庭は、基本的なしつけや社会規範を身につける、全ての教育の出発点であり、心豊かな人間育成の場であることから、今日、家庭の果たすべき役割はますます重要となってきた。

青少年育成富山県民会議では、これまでも、こうした家庭の役割の重要性から明るく楽しい家庭づくりを推進するために「とやま県民家庭の日」の普及、促進を図ってきたが、今こそ県民全てが家庭の大切さを再認識する必要がある。

このため、「とやま県民家庭の日」を初日とする1週間を「とやま家族ふれあいウィーク」と定め、家庭、学校、職場、地域社会が一体となり、それぞれの立場で創意工夫をこらし、明るい家庭づくりに向けて、県民総ぐるみの運動を一層積極的に推進することを決議する。

平成18年6月2日

青少年育成富山県民会議

青少年社会環境モニター設置要綱

（目的）

第1条 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行、図書等、特定がん具類、広告物、図書等又は特定がん具類の自動販売機及びテレホンクラブ等営業に係る利用カード販売業等の社会環境（以下「有害環境」という。）の実態把握並びに有害環境の浄化活動を行い、もって富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号。以下「条例」という。）の適正かつ効果的な運用に資することを目的として青少年社会環境モニター（以下「モニター」という。）を置く。

（配置）

第2条 モニターは、富山県青少年育成県民運動推進指導員（以下「推進指導員」という。）をもってあてる。

（役割）

第3条 モニター役割は、次のとおりとする。

- (1) 有害環境の実態把握と報告
- (2) 有害環境浄化活動とその啓発活動
- (3) その他会長が有害環境に関し依頼する事項の報告

（報告）

第4条 第3条の役割についての報告は、様式第1号により青少年育成富山県民会議に対して行う。

（任期）

第5条 モニターの任期は、推進指導員の委嘱期間とし、再任を妨げない。

2 モニターに欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残留期間とする。

3 モニターの任期が満了したときは、当該モニターは、後任者が委嘱されるまで引き続きその役割を行うものとする。

（庶務）

第6条 モニターに関する庶務は、青少年育成富山県民会議事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

青少年社会環境モニター報告書

市町村名：

報告者：

項目	チェック欄
報告種別	☐ 新規 ☐ 結果 ☐ 廃業(取扱中止) ☐ その他 ()
実施年月日	年 月 日
店名等	
所在地	

対象	●確認事項・★要請事項等
興行場 (映画館等)	● 入口等で年齢確認がされているか (☐ 適 ☐ 否) ★ 入場者の年齢確認と青少年の入場制限を要請する。
図書等取扱店 (書店・コンビニエンスストア等) DVD取扱店 パソコンソフト取扱店	● 有害図書等の取扱 (☐ 有 ☐ 無) ・ 他の図書等と区分して陳列されているか (☐ 適 ☐ 否) ・ 店舗の屋内に陳列されているか (☐ 適 ☐ 否) ・ レジ等から監視しやすい場所に陳列されているか (☐ 適 ☐ 否) ・ 1箇所まとめて陳列されているか (☐ 適 ☐ 否) ・ 青少年が立ち読みしたり、買ったりしていないか (☐ 適 ☐ 否) ★ 陳列状況が不適切と認められる場合は、適切な状態にするよう要請する。 ★ 青少年に立ち読みさせたり、販売したりしないよう要請する。 ★ 有害図書等に該当するレベルではないが、青少年に閲覧等させることがふさわしくないものについては自主規制を要請する。
特定がん具類 取扱店	● 有害がん具類を青少年に販売したり、貸し付けたりしていないか (☐ 適 ☐ 否) ★ 有害がん具類が青少年の手に渡らないように要請する。 ★ 特定がん具類についても自主規制を要請する。
図書等・特定がん具類 自動販売機	● 自動販売機内に有害図書等・有害がん具類が収納されていないか (☐ 適 ☐ 否) ● 青少年が有害図書等・有害がん具類を購入していないか (☐ 適 ☐ 否) ★ 青少年が有害図書等・有害がん具類を購入していた場合は、その場で注意する。
広告物	● 青少年に有害な広告物が掲示されていないか (☐ 適 ☐ 否) ★ 掲示されていた場合、県民会議事務局に報告する。
利用カード 販売店	● 青少年に利用カードを販売していないか (☐ 適 ☐ 否) ★ 販売していた場合、営業者及び購入者 (青少年) に注意し、直ちに県民会議事務局に連絡する。
カラオケボックス まんが喫茶・ インターネットカフェ	● 深夜、年齢確認と青少年の入場拒否が行われているか (☐ 適 ☐ 否) ● インターネット利用施設においてはフィルタリング等により青少年に有害情報を閲覧等させない措置が取られているか (☐ 適 ☐ 否) ● 図書等の取扱い施設においては、有害図書等が他の図書等と区分されているか (☐ 適 ☐ 否) ★ 深夜における入場者の年齢確認と青少年の入場制限を要請する。 ★ フィルタリング等の措置を要請する。 ★ 図書等については図書等取扱店と同様の事項を要請する。
備考	

※ 事務局使用欄 (ここには何も記入しないでください。)

富山県青少年健全育成条例による主な規制の概要

富山県青少年健全育成条例では、青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって健全な育成を図ることを目的に、各種の規制を行っています。

1 用語の定義（第3条）

- **青少年** 18歳未満の者をいいます。
- **興行** 映画、演劇、演芸及び見せ物をいいます。
- **図書等** 書籍、雑誌その他の文書、図画、写真及び映写用の映画フィルム、スライド、テープ、録音盤、光ディスクその他の音声又は映像が記録されているもので機器を使用して当該音声又は映像が再生されるものをいいます。
- **広告物** 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。
- **特定がん具類** 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのあるがん具、器具その他の物品をいいます。
- **利用カード** テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいいます。

2 事業者の自主規制（第7条）

- 「興行者」、「図書等取扱業者」又は「広告物の広告主若しくは管理者」は、興行、図書等又は広告物の内容の全部又は一部が青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させ、又は当該広告物を見せることのないように努めなければなりません。
- そのほか、「青少年の保護に係る事業者」は、その事業活動の実施にあたって青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に青少年の健全な育成を図るための必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

3 有害興行の指定等（第8条）

- 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、青少年に有害な興行として指定することができます。
- 興行者は、有害指定された興行を行うときは、入口等の見やすい箇所に当該指定のあった旨及び青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければなりません。（罰則：20万円以下の罰金）

○ 興行者は、有害指定された興行を青少年に観覧させてはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）

○ 何人も、青少年に有害指定された興行を観覧させないように努めなければなりません。

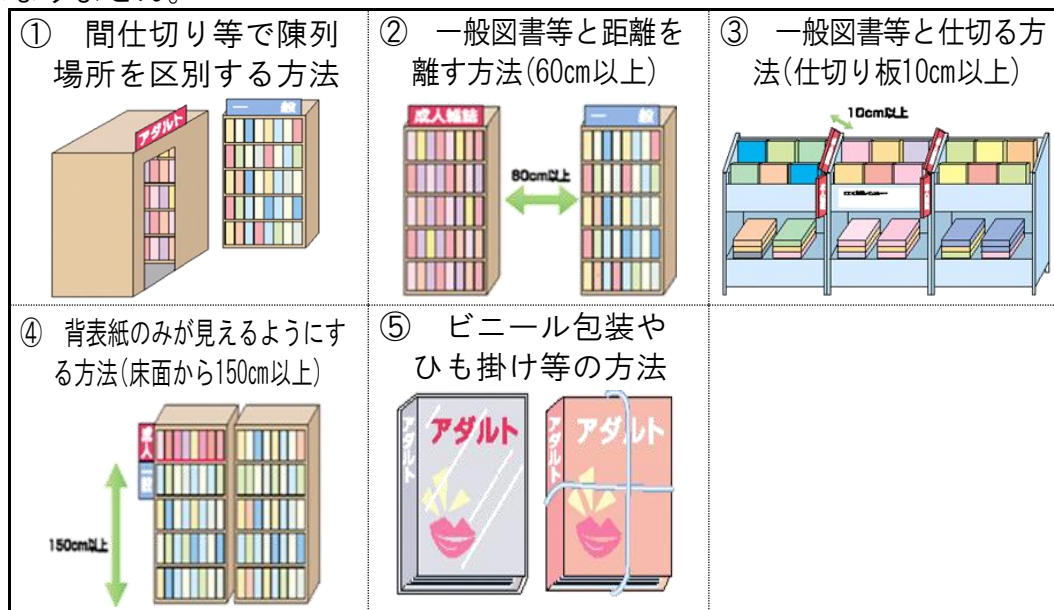
4 有害図書等の指定等（第9条）

○ 知事は、図書等の内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、青少年に有害な図書等として指定することができます。

○ また、卑わいな姿態等を描写した内容が一定の基準に該当する図書等については、青少年に有害な図書等として指定があったものとみなされます。【包括指定】

○ 図書等取扱業者は、指定され、又は指定があったものとみなされた有害図書等を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧又は視聴させてはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）

○ 有害図書等を陳列するときは、規則で定める方法（下図参照）により、有害図書等と他の図書等と区分して、店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければなりません。



○ 知事は、上記に違反して有害図書等が陳列されていることにより青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、陳列方法の改善や陳列場所を変更すべきことを勧告することができます。また、この勧告に従わない場合は、勧告に従うべきことを命ずることができます。（罰則：30万円以下の罰金）

○ 何人も、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければなりません。

5 有害な広告物に対する措置（第10条）

- 知事は、広告物の内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、広告物の広告主又は管理者に対して、青少年の健全な育成を図るために必要な勧告をすることができます。また、勧告に従わないときは、必要な措置を命ずることができます。（罰則：30万円以下の罰金）

6 有害がん具類の指定等（第11条）

- 知事は、特定がん具類の形状、構造、機能及び使用状況等からみて、人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の性的感情を刺激するため、青少年に所持させることが青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、有害な特定がん具類として指定することができます。
- また、専ら性交又は性的行為の用に供する特定がん具類であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、有害な特定がん具類として指定があったものとみなされます。【包括指定】
- 有害と指定され、又は指定があったものとみなされた有害な特定がん具類は、青少年に販売したり、貸し付けたりしてはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）
- 何人も、青少年に有害な特定がん具類を所持させないように努めなければなりません。

7 自動販売機の設置に関する規制（第13条、第13条の3）

- 図書等又は特定がん具類の販売を業とする者は、販売するために自動販売機を設置しようとするときは、自動販売機ごとに、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。（罰則：届出をせず、また虚偽の届出を行った場合10万円以下の罰金又は科料）
- 届出者は、届出事項を自動販売機の見やすい箇所に表示しなければなりません。（罰則：10万円以下の罰金又は科料）
- 有害図書等又は有害がん具類を自動販売機に収納することはできません。（罰則：30万円以下の罰金）
- 収納している図書類又は特定がん具類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機から撤去しなければなりません。（罰則：30万円以下の罰金）

8 利用カード販売業への制限等（第14条の2、第14条の3、第14条の4）

- 利用カード販売業者は、あらかじめ、利用カードを販売する場所ごとに、規則に定める事項を知事に届け出なければなりません。（罰則：届出をせず、また虚偽の届出を行った場合10万円以下の罰金又は科料）
- 何人も、青少年に対し、利用カードを販売したり、交換したり、貸し付けたり、贈与したり、又は頒布してはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）
- 何人も、自動販売機に販売を目的として利用カードを収納してはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）

9 深夜外出等の制限（第18条）

- 保護者は、特別の事情（例えば、交替制勤務の夜勤、早朝の新聞配達、急病・災害等の緊急事態の発生）がある場合のほか、青少年を**深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）**に外出させないように努めなければなりません。
- 何人も、正当な理由（例えば、急病・災害等の緊急事態の発生）がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、若しくは同伴し、又は深夜まで青少年をとどめてはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）
- 深夜に営業しているスーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店、書店などの営業者及び従業者は、深夜に施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければなりません。

10 深夜における営業施設への立入制限等（第18条の2）

- カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェを営む者は、深夜に施設に青少年を立ち入らせてはなりません。（罰則：30万円以下の罰金）
- 深夜にカラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェを営む者は、施設の入口等の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければなりません。（罰則：20万円以下の罰金）

11 青少年有害情報の閲覧等の防止（第18条の3）

- インターネットの端末設備を設置して公衆の利用に供している公共施設やインターネットカフェの管理者は、フィルタリングソフトウェアの活用等により、青少年有害情報を青少年に閲覧、視聴させないように努めなければなりません。
- パソコン、携帯電話等の販売業者及びインターネットプロバイダは、青少年が青少年有害情報を閲覧、視聴することを防止するため、フィルタリングに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければなりません。
- 何人も、青少年有害情報を青少年に閲覧又は視聴させないように努めなければなりません。

※ 青少年有害情報

インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。）に供されている情報であつて、青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいいます。

具体的に例示すると、①犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報②人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報③殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報です。

各種法令等による青少年等の年齢による区分

法令等		年齢																												
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 ～ 29	30 ～ 39						
子ども・若者 育成支援推進法 （大綱）	子供	乳幼児期、学童期及び思春期（おおむね18歳まで）の者																												
	若者													思春期（中学生から）、青年期（おおむね30歳未満）の者 施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象																
	青少年	乳幼児期から青年期（おおむね30歳未満）までの者																												
民法	未成年者	18歳未満の者																												
少年法	少年	20歳未満の者																												
未成年者飲酒禁止法		20歳未満の者																												
未成年者喫煙禁止法		20歳未満の者																												
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者																												
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	18歳未満の者																												
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者																												
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者																												
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者																												
児童福祉法	児童	18歳未満の者																												
		乳児	1歳未満の者																											
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者																											
		少年					小学校就学の始期から18歳に達するまでの者																							
労働基準法	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者																												
	年少者	18歳未満の者																												
県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者																												
学校教育法	幼児					満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者																								
	学齢児童					満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者																								
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者																												
刑法	刑事未成年者	14歳未満の者																												
道路交通法	幼児	6歳未満の者																												
	児童					6歳以上13歳未満の者																								

活動報告書一覧（アンケート）

資料 6

【1】市町村	朝日	7	指導員数 237 回答数 127 回答率 54%
	入善	8	
	黒部	8	
	魚津	5	
	滑川	3	
	上市	1	
	立山	3	
	舟橋	1	
	富山	37	
	射水	8	
	高岡	20	
	氷見	5	
	小矢部	5	
	砺波	5	
	南砺	11	
【2】令和6年4月以降に取り組んだ活動を教えてください。 ※複数回答可	市町村民会議の事業参加	61	48%
	地域における青少年健全育成組織づくり（準備を含む）	36	28%
	あいさつ、声かけ運動、ラジオ体操等	61	48%
	地域の巡回パトロール、街頭補導、子ども見守り活動	77	61%
	「とやま県民家庭の日（毎月第3日曜日）」などの普及・啓発	14	11%
	各種広報・啓発活動（チラシの配布など）	33	26%
	団体、ボランティア活動（児童クラブ、スポーツ少年団など）の奨励、支援	55	43%
	地域の有害環境の実態把握（とその報告）	9	7%
	危険箇所マップや安全・安心マップ等の作成	3	2%
	清掃奉仕・環境美化活動	44	35%
	各種研修会等への参加	68	54%
	その他	10	8%
【3】子ども・若者を取り巻く諸問題について、詳しく知りたいことはありますか？ ※複数回答可	青少年の非行（飲酒、喫煙、薬物等）	46	36%
	インターネットに関するトラブル（スマートフォン、SNS等）	87	69%
	いじめ	54	43%
	不登校（ニート、引きこもり含）	57	45%
	児童虐待	34	27%
	こどもの貧困	40	31%
	その他	3	2%
【4】富山県青少年育成県民運動推進指導員以外に地域や団体の組織で活動をしていますか。 ※複数回答可	していない	19	15%
	少年補導員	24	19%
	民生委員	2	2%
	主任児童委員	9	7%
	防犯協会	15	12%
	交通安全協会	15	12%
	町内会役員	56	44%
	市町村民会議	25	20%
	自治振興会	40	31%
	スポーツ少年団等	15	12%
	体育協会	20	16%
	その他	7	6%

【5】 こんな活動をすると効果的だと思われるものがあれば、教えてください。
小学・中学・高校生が事業・体験への喜びある参加活動を推し進めたらよい。【入善町】 く入善町での取組にあるもの> ・夏のボランティア活動 杉沢の沢スギ清掃 ・よのなか学び隊 町内の企業訪問 ・チャレンジ・ザ・ギネス大会 等
活動内容が現在の青少年の環境に適していない。パソコンやスマホ等の使い方への指導委員への研修会と対象青少年への周知できる場があるといいと思います。あいさつ運動とか昭和イベントすぎて今の彼らに響いているのか疑問。【黒部市】
研修会は想像より堅苦しくなく、学びの場になり新たな視点で子供らと関わりを持てるので参加してみると良いです。【魚津市】
推進指導員は、 ①各団体（少年補導、防犯、民生、交通、体協、社会福祉、教育、長寿会、消防、保護司、衛生保健、町内会等）に活動させ、環境を作成し、青少年育成の目的・目標を達成するものであり、各団体の研修会に参加できるようお願いしたい。勉強になります。 ②市・県の行事・イベントの情報・参加できる体制ができれば勉強になる。 ③自治振興会の役員（PTA 等を含め）をやっていない人はやった方がよい。【富山市】
こどもだけではなく、地域の若い世代や大人も参加できる事業が効果的と思う。 山室中部では、大きな事業に山室中学校の生徒ボランティアにスタッフとして参加してもらい、共に活動することで、児童や大人と直接ふれあい、お互いに良い経験になっていると思う。 これから活動される方には、育成団体（PTA、児童クラブ等）と連携を密にして自治振興会ふるさとづくりなどの協力を仰ぎながら、ご自身の想う健全育成の事業展開を目指して頑張ってください。【富山市】
各校下には公民館があります。毎年公民館だよりが発刊されていますから、たよりに青少年育成の関係の記事を出され啓発活動されたら良いと思います。【富山市】
地域交流等のイベント時に、推進指導員連絡協議会から貸与されている青色ベストを着用して参加しております。細入地域に1名しかいないため、推進指導員単独で行う事業実施が難しいことから、このような形で参加・啓発しています。微力ではありますが啓発活動に寄与できればと考えます。【富山市】
小学校区に一人の割り当てでは 限度があります。所属している他の組織の皆さんと一緒にちょっとずつ進めていくことでも大変だと思われます。急がず焦らずに進めていければそれだけでも貴重な一步を踏み出したと思われます。【富山市】
町内で毎年9月の秋季祭礼で獅子舞が神社で奉納され、全36軒の家を廻ります。参加者は町内在住、近隣町内、元住人の方等で男女問わず保育園児から還暦過ぎの幅広い年齢層で構成されています。祭礼に向けて約2週間の練習期間がありますが、大人は体をならし、子供たちも欠かさず公民館に集まってまわりの大人たちの指導・アドバイスを受けながら練習に励んでいます。このわずかな期間ですが地域の文化継承を目的に大人たちと子供たちとのコミュニケーションがとれるのは健全育成の上でとても有意義であると思います。【高岡市】
身近な場所で自分ができることを見つけると活動が継続できると思います。 私自身も推進指導員になった数年はどこで何をすればいいのかわからないまま一年が過ぎましたが、今は小さなことですが毎年活動を続けていくことができています。【高岡市】
多世代交流、地域活動を通して、人や自然に触れる環境を積極的に提供することが大切だと感じています。来年度は防災士会と協力して防災キャンプなども検討したいと思います。【高岡市】
少子高齢化の時代になり、子供は将来の大切な宝でありますので見守っていきたいと思います。私は、長年子供達に朝夕の挨拶と児童館に定期的訪問し見守っています。子供達に挨拶をして、子供達の表情で感じることもありますので、挨拶を心がけてほしいと思います。【南砺市】
青少年の取り巻く環境は、日々めまぐるしく変化しているので、問4にあがっているような現状を知る機会があればよいと思う。【南砺市】

主な青少年関係相談機関一覧

主に非行や問題行動などに関する相談

少年サポートセンター (富山県警察本部)	076-441-2211	富山市防災危機管理部 危機管理課	076-443-2274
少年サポートセンター 東部分室(県東部)	076-432-7867	高岡市少年育成センター	0766-20-1653
少年サポートセンター 西部分室(県西部)	0766-21-7867	魚津市少年補導センター	0765-23-1045
ヤングテレホンコーナー(県警)	0120-873-415	滑川市少年補導センター	076-475-5492
富山法務少年支援センター	076-428-2266	入善町少年補導センター	0765-72-3856
		朝日町少年補導センター	0765-83-1100

主に教育や学校生活などに関する相談

県総合教育センター教育相談部 (いじめ専用電話)	076-444-6167 076-444-6320	黒部市教育センター	0765-65-0029
富山市教育センター	076-431-4434	砺波市教育センター	0763-33-1559
高岡市教育総合支援センター	0766-20-1251	小矢部市教育センター	0766-68-0783
射水市教育センター	0766-82-1678	南砺市教育センター	0763-52-6315
魚津市教育センター	0765-23-9161	上市町教育センター	076-472-0166
氷見市教育総合センター	0766-72-2620	立山町教育センター	076-463-4407
滑川市教育センター	076-475-6200	入善町教育センター	0765-72-0009
		朝日町教育センター	0765-83-0279

主に家庭養育や日常生活などに関する相談

富山児童相談所	076-423-4000	高岡児童相談所	0766-21-2124
---------	--------------	---------	--------------

思春期のからだと心や精神保健に関する相談

新川厚生センター	0765-52-2647	富山県心の健康センター (こころの電話)	076-428-0606
中部厚生センター	076-472-0637	富山市保健所 (ハートSOSダイヤル)	076-428-2033
高岡厚生センター	0766-26-8415		
砺波厚生センター	0763-22-3512		

こども全般に関する相談

富山県こども総合サポートプラザ	076-481-7401
-----------------	--------------

ネットトラブルに関する相談

富山県警サイバー犯罪対策課	076-441-2211	富山県警「相談110番」	076-442-0110
---------------	--------------	--------------	--------------

青少年育成市町村民会議一覧

名称	事務局		
	所在地		電話番号
青少年育成富山市民会議	富山市今泉83-1	富山市総合社会福祉センター内	090-1636-4333
青少年育成高岡市民会議	高岡市広小路7-50	高岡市教育委員会生涯学習・スポーツ課内	0766-20-1454
青少年育成射水市民会議	射水市新開410-1	射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課内	0766-51-6637
青少年育成魚津市民会議	魚津市北鬼江313-2	魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課内	0765-23-1045
青少年育成氷見市民会議	氷見市本町4-9	氷見市教育委員会文化振興課内	0766-74-8240
青少年育成滑川市民会議	滑川市寺家町104	滑川市教育委員会生涯学習・スポーツ課内	076-475-1483
青少年育成黒部市民会議	黒部市三日市1301	黒部市教育委員会事務局生涯学習文化課内	0765-54-2764
青少年育成砺波市民会議	砺波市栄町7-3東別館2階	砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課内	0763-33-1602
青少年育成小矢部市民会議	小矢部市本町1-1	小矢部市教育委員会文化スポーツ課内	0766-67-1760
青少年育成南砺市民会議	南砺市荒木1550別館4階	南砺市教育委員会生涯学習・文化振興課内	0763-23-2013
青少年育成舟橋村民会議	舟橋村海老江147	舟橋村教育委員会事務局内	076-464-1131
青少年育成上市町市民会議	上市町法音寺1	上市町教育委員会事務局教育課内	076-472-2429
青少年育成立山町市民会議	立山町前沢2440	立山町教育委員会生涯学習係内	076-462-9982
入善町青少年育成町民会議	入善町入膳5232-5	入善町教育センター内	0765-72-0009
青少年育成朝日町民会議	朝日町道下1133	朝日町住民・子ども課内	0765-83-1100

